

四日市市告示第 66号

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7年 3月 3日

四日市市長 森 智広

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成 25 年四日市市告示第 369 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。

第 1 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
名 称
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付申請書

年度において、 保存整備事業について、補助金 円を交付されるよう、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 補助事業の目的、内容

(1)文化財の種別、名称及び員数

(2)指定書の記号番号

(3)指定年月日

(4)所在の場所

(5)所有者の氏名又は名称及び住所

(6)事業を必要とする理由

(7)事業内容の概要

(8)事業実施の方法の概要

(9)着工・完了の予定時期

着工 年 月 日

完了 年 月 日

(10)その他

3. 収支予算書

(1)収入の部

(2)支出の部

4. 添付書類

(1)設計書、見積書

(2)保存、活用及び管理方法

(3)写真（工事前の状況を示すもの）

(4)国または県指定文化財の場合、補助対象事業となっていることが確認できるもの

補助事業者名 住 所
名 称
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度 保存整備事業
に係る補助金については、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定
に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知いたします。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付の条件
 - (1)四日市市補助金等交付規則、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2)この補助金の使途については、後日市が監査を行うことがあります。
 - (3)この補助金申請に関する一切の書類は 5 年間保管してください。

第 3 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
名 称
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定通知のあった
保存整備事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市指
定文化財保存整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定より承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
 - (1)変更収支予算書
 - (2)変更設計書、見積書
 - (3)補助金交付決定通知書の写し

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号

補助事業者 住 所
名 称
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 保存整備事業
の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 条件

- (1)四日市市補助金等交付規則、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2)この補助金の使途については、後日市が監査を行うことがあります。
- (3)この補助金申請に関する一切の書類は5年間保存してください。

第 5 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

四日市市長

補助事業者 住 所
名 称
代表者

年度四日市市指定文化財保存整備事業実績報告書

年 月 日付四日市市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度
保存整備事業を完了したので、四日市市指定文化財保存整備事業補
助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
- 2 添付書類
 - (1)収支決算書
 - (2)成果を証する写真
 - (3)交付決定通知書（変更決定通知書）の写し

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金の額の確定通知書

補助事業者 住所
名称
代表者

年 月 日付けで実績報告のあった 年度 保存整備
事業については、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、
補助金の額を確定します。

年 月 日

四日市市長

記

確定額 金 円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和 3 年四日市市告示第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市営住宅入居に係る連帯保証人の免除取扱要綱(令和 2 年四日市市告示第 2 2 1 号)	(略)	
ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱(令和 2 年四日市市告示第 1 0 1 号)	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱（令和 2 年四日市市告示第 2 2 1 号）	(略)	
<u>四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 3 6 9 号）</u>	<u>第 1 号様式、第 3 号様式及び第 5 号様式</u>	
ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 1 0 1 号）	(略)	
(略)		

（シティプロモーション部文化課）